

1 3 医療保険制度の健全な運営

〔現況及び施策の方向〕

本県の国民健康保険事業は、23市町4組合の27保険者によって運営され、平成24年度末現在では県人口の25.6%にあたる約73万5千人が加入しており、地域住民の健康の増進に大きく貢献している。(平成20年4月から75歳以上の人を対象とした後期高齢者医療制度が開始されている。)

国民健康保険事業の実施に当たっては、保険料(税)の収納促進、診療報酬明細書等点検調査の充実による給付の適正化及び保健事業の推進に努め、国民健康保険制度の安定的な運営を図ることが必要である。

〔事業の内容〕

1 国民健康保険事業

他の医療保険と比較して、高齢者や低所得者の構成割合が高く、経済状況の影響も受けやすい、ぜい弱な財政基盤に加え、多様化・高度化する医療需要の増大等もあり、保険財政は厳しいものとなっている。

各保険者は、国庫補助金、県による助成及び保険料(税)の適正賦課等によって、国民健康保険事業の安定化に努めている。(昭和33年度創設)

第1表 国民健康保険被保険者数等

(単位 人, 円, %)

区 分	国民健康保険 被保険者数 (年度末現在)	1人当たり 医 療 費	保 険 料 (税) 収 納 率
平成24年度	735,475	360,376	91.03
平成23年度	745,840	356,327	91.00
平成22年度	751,198	347,584	90.79

(注) 1人当たり医療費について、市町分は3月～2月診療分により、組合分は4月～3月診療分により算出している。

第2表 国保事業決算の状況

(単位 千円, 団体)

区 分	歳入総額	歳出総額	歳入歳出 差 引 額	左 の 内 訳			
				剰 余 (黒字)		不 足 (赤字)	
				保 険 者 数	金 額	保 険 者 数	金 額
平成24年度	327,016,979	319,751,479	7,265,500	27	7,265,500	0	0
平成23年度	318,528,335	311,459,292	7,069,043	27	7,069,043	0	0
平成22年度	308,601,885	303,584,035	5,017,850	27	5,017,850	0	0

(1) 被保険者の資格の適用

国民健康保険は、国民皆保険の下に市町及び国民健康保険組合が保険者となって、各種被用者保険に加入していない自営業者等を対象として必要な給付を行っている。

第3表 国民健康保険の適用状況

(単位 団体, 世帯, 人)

区 分	保 険 者 数			世 帯 数	被 保 険 者 数
	市 町	組 合	計		
平成24年度	23	4	27	438,218	735,475
平成23年度	23	4	27	440,803	745,840
平成22年度	23	4	27	441,891	751,198

(注) 年度末現在の数値による。

(2) 保険給付

被保険者の疾病及び負傷に関して療養の給付(義務教育就学前 8 割, 義務教育就学後 70 歳未満 7 割, 70 歳以上 75 歳未満 7・8 割〔平成 26 年 3 月末までは 7・9 割〕及び被保険者の出産, 死亡等に関して出産育児一時金 (390,000 円〔産科医療保障制度加入時: 420,000 円〕), 葬祭費 (10,000 円~50,000 円) 等を支給している。

第 4 表 保険給付の状況

(単位 千円, %)

区 分		平成 24 年度	平成 23 年度	平成 22 年度	
療 養 諸 費	療 養 の 給 付 費	266,266,439	266,352,045	261,801,753	
	療 養 費	2,654,807	2,563,594	2,527,465	
	小 計	268,921,246	268,915,639	264,329,218	
	対 前 年 増 加 率	0.002	1.7	1.9	
	負 担 区 分	保 険 者 負 担	194,183,324	192,433,329	188,866,367
		被 保 険 者 負 担	56,159,089	55,558,567	54,335,358
		そ の 他 の 負 担	15,924,025	16,337,322	16,302,451
高額療養費・高額介護合算療養費		22,318,953	20,906,340	21,672,345	
そ 保 他 給 の 付	出 産 育 児 一 時 金	1,406,750	1,446,016	1,489,662	
	葬 祭 費	144,100	147,250	148,780	
	傷 病 手 当 金 等	131,572	143,135	145,651	
	小 計	1,682,422	1,736,401	1,784,093	

(注) 広島市, 福山市を含む。

第 5 表 医療給付に関する諸率の状況

(単位 件, 日, 円)

区 分	受 診 率	1 件当たり日数	1 日当たり費用額	1 人当たり医療費
平成 24 年度	広島県	1,095.42	2.23	11,661
	全 国	984.24	2.05	11,925
平成 23 年度	広島県	1,087.33	2.29	11,321
	全 国	967.55	2.09	11,587
平成 22 年度	広島県	1,076.39	2.35	11,004
	全 国	954.79	2.13	11,263

(注) 1 受診率は、「療養の給付」の件数(薬剤支給の件数を除く)を年間平均被保険者数で除し, 100 倍した数値であり, 被保険者 100 人当たりの年間受診回数を表している。

2 市町村分は 3 月~2 月診療分により, 組合分は 4 月~3 月診療分により算出している。

3 全国の数値は国民健康保険事業年報から引用。

(3) 保険料(税)の収納

保険者のうち市町では, 保険料又は保険税のいずれかを選択(国民健康保険組合は保険料に限る。)することができ, 本県では, 広島市, 呉市, 尾道市, 大竹市が保険料, その他の市町は保険税を採用している。

保険料(税)は, 健全財政を確保するため, 医療費に見合う額を賦課するよう指導しているが, 被保険者に低所得者や無職者が多いため, 医療費に見合う保険料(税)の確保は困難な状況がある。

賦課方式は, 第 6 表のとおり, ほとんどの保険者が所得割, 資産割, 被保険者均等割及び世帯別平等割を賦課する方式を採用している。

平成 24 年度の 1 世帯当たり保険料(税)調定額は, 第 7 表のとおり 164,726 円となっており, 前年度に比べて 5,168 円, 3.2%の増加となった。

なお, 低所得世帯に対しては, 第 8 表のとおり保険料(税)の軽減の措置が講じられており, 全世帯の 46.0%が軽減対象世帯で, 軽減額は所得の伸び悩み等により増加傾向にある。

第6表 賦課方法別市町数

(医療分・介護分)

(単位 市町数)

区 分	所得割・資産割 均等割・平等割	所 得 割 均等割・平等割	計
保 険 税	16	3	19
保 険 料	2	2	4
計	18	5	23
構 成 比 (%)	78.3	21.7	100.0

(注) 平成24年4月1日現在の数値による。

第7表 保険料(税)の収納状況

(単位 千円, %, 円)

区 分	保険料(税)額(現年度分)			1世帯当たり調定額			
	調 定 額	収 納 額	収 納 率 広島県(全国)	金 額		対前年増加率	
				広 島 県	全 国	広 島 県	全 国
平成24年度	72,955,067	66,409,277	91.03(91.17)	164,726	167,557	3.2	0.7
平成23年度	70,984,915	64,593,834	91.00(90.74)	159,558	166,310	3.1	1.0
平成22年度	69,037,944	62,679,102	90.79(90.04)	154,784	164,679	▲1.6	▲3.0

(注) 収納率は、居所不明者分調定額を控除した調定額を用いて算出している。
なお、全国の数値は国民健康保険事業年報から引用。

第8表 低所得世帯に対する保険料(税)軽減措置実施状況

(医療分)

(単位 世帯, %, 人, 千円)

区 分	7 (6) 割 軽 減				5 (4) 割 軽 減				2 割 軽 減			
	世 帯 数		被保険者数		世 帯 数		被保険者数		世 帯 数		被保険者数	
	実 数	割合	実 数	割合	実 数	割合	実 数	割合	実 数	割合	実 数	割合
平成 25 年度	113,937	27.3	153,515	22.2	20,762	5.0	48,279	7.0	57,516	13.8	100,977	14.6
平成 24 年度	114,448	27.2	154,970	22.0	20,595	4.9	48,721	6.9	56,360	13.4	99,651	14.2
平成 23 年度	115,031	27.4	156,682	22.2	20,131	4.8	47,397	6.7	54,433	12.9	97,364	13.8
区 分	計											
	世 帯 数		被保険者数		軽 減 額							
	実 数	割合	実 数	割合								
平成 25 年度	192,215	46.0	302,771	43.7	5,742,473 (5,401,387)							
平成 24 年度	191,403	45.5	303,342	43.1								
平成 23 年度	189,595	45.1	301,443	42.6								

(後期分)

(単位 世帯, %, 人, 千円)

区 分	7 (6) 割 軽 減				5 (4) 割 軽 減				2 割 軽 減			
	世 帯 数		被保険者数		世 帯 数		被保険者数		世 帯 数		被保険者数	
	実 数	割合	実 数	割合	実 数	割合	実 数	割合	実 数	割合	実 数	割合
平成 25 年度	113,937	27.3	153,515	22.2	20,762	5.0	48,279	7.0	57,516	13.8	100,977	14.6
平成 24 年度	114,448	27.2	154,970	22.0	20,595	4.9	48,721	6.9	56,360	13.4	99,651	14.2
平成 23 年度	115,031	27.4	156,682	22.2	20,131	4.8	47,397	6.7	54,433	12.9	97,364	13.8
区 分	計											
	世 帯 数		被保険者数		軽 減 額							
	実 数	割合	実 数	割合								
平成 25 年度	192,215	46.0	302,771	43.7	1,770,879 (1,666,065)							
平成 24 年度	191,403	45.5	303,342	43.1	1,726,286 (1,617,090)							
平成 23 年度	189,595	45.1	301,443	42.6	1,598,795 (1,505,955)							

(介護分)

(単位 世帯, %, 人, 千円)

区 分	7 (6) 割 軽 減				5 (4) 割 軽 減				2 割 軽 減			
	世 帯 数		被保険者数		世 帯 数		被保険者数		世 帯 数		被保険者数	
	実 数	割合	実 数	割合	実 数	割合	実 数	割合	実 数	割合	実 数	割合
平成 25 年度	49,013	25.4	54,237	22.8	10,410	5.4	14,090	5.9	23,441	12.2	29,532	12.4
平成 24 年度	50,449	25.2	56,242	22.5	10,658	5.3	14,718	5.9	24,147	12.1	30,937	12.4
平成 23 年度	50,584	25.2	56,913	22.5	10,265	5.1	14,272	5.6	23,397	11.6	30,023	11.9
区 分	計											
	世 帯 数		被保険者数		軽 減 額							
	実 数	割合	実 数	割合								
平成 25 年度	82,864	43.0	97,859	41.1	696,625 (582,766)							
平成 24 年度	85,254	42.7	101,897	40.9	668,443 (572,121)							
平成 23 年度	84,246	41.9	101,208	40.0	642,621 (514,911)							

(注) 1 市町国保のみの数値である。

2 軽減額の()は、退職被保険者分を除いた数値である。

3 世帯数及び被保険者数は、4月1日現在の数値による。

(4) 国庫補助の状況

保険料（税）とともに国保財政の主な財源となっているのは国庫支出金であり、平成24年度歳入総額に対する割合は21.6%である。

第9表 国庫支出金の状況

(単位 千円)

区 分	平成24年度	平成23年度	平成22年度
事務費負担金	49,462	47,897	50,850
療養給付費等負担金	52,234,006	56,092,455	56,829,578
高額医療費共同事業負担金	1,499,308	1,436,218	1,439,374
特定健康診査等負担金	239,018	224,259	201,916
普通調整交付金	10,187,801	11,334,029	11,499,703
特別調整交付金	6,344,669	6,531,571	6,020,132
出産育児一時金等補助金	61,826	93,117	205,790
特別対策費補助金	0	0	34,409
計	70,616,090	75,759,546	76,281,752

(注) 広島市、福山市を含む。

(5) 保険者の実地指導等

国民健康保険事業の適正な運営を図るため、保険者の実地指導等を随時行い、事業運営の健全化に努める。

第10表 保険者等の実地指導の状況

(単位 団体数)

区 分	一 般 指 導	特 別 指 導
平成25年度	9	10
平成24年度	8	11
平成23年度	8	10

第11表 国民健康保険直営診療施設の決算状況

ア 病院

(単位 会計, 千円)

区 分	会計数	損 益 の 状 況				未処理 欠損金	不 良 債務額	未処理 利 益 剰余金
		会計数	当年度 純利益	会計数	当年度 純損失			
平成24年度	8	6	520,033	2	59,527	1,570,153	0	3,003,497
平成23年度	9	7	584,270	2	175,798	2,367,075	0	2,514,111
平成22年度	10	8	518,466	2	56,524	2,265,110	0	2,058,942

イ 診療所

(単位 会計, 千円)

区 分	会 計 数	黒 字		赤 字	
		会 計 数	黒 字 額	会 計 数	赤 字 額
平成24年度	15	11	180,117	4	86,399
平成23年度	15	10	171,191	5	81,293
平成22年度	14	10	143,936	4	64,919

(6) 保険医療機関等の指導監査

各種医療保険における療養の給付を取扱う保険医療機関等について、保険診療の適正化を期すため、医療担当者を対象とした個別指導及び集団指導並びに保険医療機関等に対する指導監査を中国四国厚生局と連携して実施する。

第12表 平成25年度保険医療機関等指導監査件数及び返還金処理状況

(単位 機関, 円)

区 分	機 関 数			返還金額	説 明
	監 査	個別指導	集団指導		
医 科	0	60	2,717	105,927,243	国民健康保険法, 高齢者の医療の確保に関する法律, 生活保護法の医療に関するものなど
歯 科	1	44	1,861	203,804	
薬 局	0	94	1,889	5,718,183	
訪問看護	0	0	0	0	
柔道整復	0	1	54	0	
計	1	119	6,521	111,849,230	

(7) 国保事業等の推進 (予算額 1,974 千円)

適正かつ安定的な国保事業等の運営が図られるよう保険者に対する助言・指導を行う。

(昭和63年度創設)

(8) 国民健康保険事業状況データ作成 (予算額 2,716 千円)

事業状況等のデータ作成業務を広島県国民健康保険団体連合会に委託して実施する。

(昭和63年度創設)

(9) 市町国保財政助成事業 (予算額 8,798,591 千円)

市町に対し, 保険基盤安定制度及び高額医療費共同事業に対する助成を行う。(昭和63年度創設)

第13表 市町国保財政助成事業の状況

(単位 千円)

事 業 名	内 容		平成26年度 (予定)	平成25年度	平成24年度
保険基盤安定負担金	負担割合	(保険料(税)軽減分) 県 3/4, 市町 1/4 (保険者支援分) 国 1/2, 県 1/4, 市町 1/4	6,870,999	6,160,245	6,061,824
高額医療費 共同事業負担金	負担割合	国 1/4, 県 1/4, 市町 1/2	1,927,592	1,555,790	1,446,622

(注) 広島市, 福山市を含む。

(10) 国民健康保険県調整交付金 (予算額 14,979,790 千円)

市町国保の財政調整を図るため, 交付金を交付する。(平成17年度創設)

第14表 国民健康保険県調整交付金の状況

(単位 千円)

区 分	金 額
平成25年度	13,102,367
平成24年度	13,320,121
平成23年度	10,389,988

(注) 広島市, 福山市を含む。

(11) 国民健康保険広域化等支援基金の運営 (平成25年度末基金額 239,764 千円)

国民健康保険事業の運営の広域化及び国民健康保険の財政の安定化のために, 県に設置している国民健康保険広域化等支援基金から市町 (国民健康保険を行う一部事務組合及び広域連合を含む。) に対して, 貸付又は交付を行う。(平成14年度創設)

第15表 国民健康保険広域化等支援基金の運営状況

(単位 千円)

区 分	運 用 収 入	貸付・交付額	摘 要
平成25年度	291	0	基金造成時負担割合 国 1/2, 県 1/2
平成24年度	474	0	
平成23年度	936	0	

(12) 広島県国民健康保険審査会の運営 (予算額 206 千円)

市町等が行った行政処分に対する審査請求の審理・裁決を行う第三者機関として設置している広島県国民健康保険審査会を運営する。

第16表 審査請求の状況

年 度	件 数	審 理 結 果
平成25年度	7	裁決(棄却)1件, (却下)2件, 審理中4件
平成24年度	9	裁決(認容)2件, (棄却)3件, (却下)1件, (取下)3件
平成23年度	7	裁決(棄却)3件, (却下)2件, 審理中2件

2 後期高齢者医療制度

平成20年度から75歳以上の高齢者(65歳~74歳の一定程度の障害のある者を含む。)を対象とした新たな医療保険制度が開始された。

この制度は、全ての市町が参加する後期高齢者医療広域連合が運営主体となり、保険料の決定、医療の給付等を行う。

(1) 高齢者の医療の確保に関する法律による医療等の実施 (予算額 30,426,628 千円)

高齢者の健康保持と適切な医療の確保を図るため、後期高齢者医療広域連合が実施する法による医療等に要する費用(一定以上所得者に係る医療等に要する費用を除く。)の一部(12分の1)を負担する。(平成20年度創設)

ア 対 象 者

75歳以上の人及び65歳以上75歳未満で後期高齢者医療広域連合の障害認定を受けている人

イ 医療費の自己負担割合

一般の人は1割, 現役並み所得者は3割

ウ 保険料

平成26~27年度の年間保険料は、均等割額(被保険者全員が均等に負担)44,032円と所得割額((総所得金額等ー基礎控除)×所得割率8.43%)の合計となる。

なお、所得の低い人は、世帯の所得に応じて均等割額の9割・8.5割・5割・2割が、また、基礎控除後の所得額が58万円以下の人は所得割額の5割が軽減される。

第17表 後期高齢者医療県負担金給付状況

(単位 人, 千円)

区 分	受 給 者 数 (A)	後 期 高 齢 者 医 療 給 付 費 (B)	(B) の う ち 県 費 負 担 額	1人当たり給付費 (B) / (A) 円
平成26年度(予定)	376,837	371,704,891	29,740,097	986,382
平成25年度	365,352	327,638,442	29,403,879	896,775
平成24年度	358,560	346,206,012	28,451,337	965,546

(2) 後期高齢者医療助成事業（予算額 7,750,796 千円）

後期高齢者広域連合の財政安定化を図るため、第18表のとおり事業を実施する。（平成20年度創設）

第18表 後期高齢者医療助成状況

（単位 千円）

区 分	事 業 内 容	負担割合	平成26年度 (予定)	平成25年度	平成24年度
保険基盤安定制度	低所得世帯等の保険料（均等割）の軽減措置分を補填	県：3/4 市町：1/4	4,592,488	4,049,166	3,965,312
高額医療費負担金	高額な医療費による広域連合の財政リスクを緩和するため、レセプト1件当たり80万円を超過する医療費の一定割合を補填	国：1/4 県：1/4 広域連合：2/4	1,245,110	1,202,089	1,160,837
不均一保険料助成	医療費が著しく低い市町の保険料軽減分を補填（該当市町：神石高原町）	国：1/2 県：1/2	0	3,170	3,225
財政安定化基金繰入金	広域連合の財政不足等に対する貸付又は交付を行うため、県に「財政安定化基金」を設置	国：1/3 県：1/3 広域連合：1/3	513,198	1,000,280	1,005,236
財政安定化基金取崩	後期高齢者保険料の軽減を図るため、保険料収納額の減等による財源不足に対し、基金を取り崩し、広域連合に交付	県：10/10	1,400,000	0	2,503,626

(3) 後期高齢者医療財政安定化基金の運営（平成25年度末基金額 2,982,727 千円）

後期高齢者医療広域連合の財政の安定化を図るため、給付の見込み誤りや保険料の未納による財政不足等に対し、県に設置している後期高齢者医療財政安定化基金から、貸付又は交付を行う。（平成20年度創設）

第19表 後期高齢者医療財政安定化基金の運営状況

（単位 千円）

区 分	積 立 額	貸付・交付額	摘 要
平成25年度	1,000,280	0	負担割合 国1/3、県1/3、 広域連合1/3
平成24年度	1,005,236	2,503,626	
平成23年度	930,583	0	

(4) 広島県後期高齢者医療審査会の運営（予算額 206 千円）

広島県後期高齢者医療広域連合及び市町が行った行政処分に対する審査請求の審理・裁決を行う第三者機関として設置している広島県後期高齢者医療審査会を運営する。

第20表 審査請求の状況

年 度	件 数	審 理 結 果
平成25年度	6	裁決（棄却）2件、（却下）1件、審理中3件
平成24年度	5	裁決（棄却）1件、（取下）1件、審理中3件
平成23年度	4	裁決（棄却）4件

3 医療費適正化の推進

本県における医療費の適正化を図るため、「第2期広島県医療費適正化計画」（計画期間：平成25年度～29年度）に基づき、「県民の健康づくりに向けた取組」及び「効率的な保健医療福祉提供体制の推進」等の施策を計画的に推進する。

(1) 医療費適正化計画評価検討委員会の開催等（予算額 462 千円）

平成 25 年度に策定した「第 2 期広島県医療費適正化計画」（計画期間：平成 25 年度～平成 29 年度）について、施策の取組状況や目標値の進捗状況の検証など、計画の進行管理を行う。

(2) レセプト点検指導の実施（予算額 3,434 千円）

レセプト点検調査事務の充実に取り組むため、市町の実地指導を行う。また、市町のレセプト点検員等を対象とした研修会を実施する。

第 21 表 平成 25 年度国民健康保険レセプト点検の実施状況

区 分	内 容
実 地 指 導	23 市町、4 国民健康保険組合

第 22 表 平成 25 年度研修会実施状況

区 分	内 容	回 数
レセプト点検員研修	レセプト点検の事例研究等について	広島市 4 回

(3) 国保組合特定健診等実施率向上対策事業（予算額 7,125 千円）

国民健康保険組合における特定健診等実施率の向上を図るため、普及啓発、受診勧奨等の取組に対して助成を行う。（平成 25 年度創設）

第 23 表 国保組合特定健診等実施率向上対策補助金の状況

（単位 千円）

区 分	金 額
平成 25 年度	6,994